

全国健康保険協会徳島支部「健康事業所宣言」事業にかかる加入事業所への
普及推進協力事業者 公募要領

1. 目的

全国健康保険協会徳島支部（以下、「協会けんぽ徳島支部」という。）が実施する「健康事業所宣言」事業（以下、本事業という。）の普及推進に向けて協会けんぽ徳島支部加入事業所に関する訪問勧奨など事業に協力いただける事業者の公募について定めるものである。

2. 公募事業者数

若干数

3. 公募期間

平成30年9月1日～ 協力事業者数が必要数に足るまで。

4. 応募方法

別紙1「全国健康保険協会徳島支部「健康事業所宣言」事業協力応募申込書」に記入のうえ、協会けんぽ徳島支部（〒770-8541 徳島県徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階）へ郵送にてご提出ください。

5. 応募要件

次の要件のすべてを満たす事業者であること。

- (1) 本事業の普及推進に向けた協力業務を無償で提供できること。
- (2) 本事業者として選定後においても、自社商品の説明と同時に本事業の説明を行わないこと。
- (3) 健康経営アドバイザー有資格者の配置など本事業に関して十分な知識を有する体制があり、現に健康経営推進に関する事業を継続して1年以上行っている実績があること。
- (4) 本事業を徳島県内市町村に広範かつ効率的に実施するための、一定規模の事業場と従業員を有する事業者であること。
- (5) 協会けんぽ加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取組みであることを十分に理解していること。
- (6) 協会けんぽが特定の民間企業の営利にあたる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。
- (7) 協会けんぽが特定の民間企業の事業を推奨していると第三者が解するような連携ではないこと。
- (8) 政治的、宗教的な内容を含む取組みではないこと。
- (9) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。
- (10) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

6. 選考方法

前記の応募要件を満たし、本事業の普及推進に関して、非営利かつ公平、公正な取組が期待され、協会けんぽ加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる企業（団体）であると、全国健康保険協会徳島支部長が認めた事業者を選考いたします。

7. 提出書類

- ①全国健康保険協会徳島支部「健康事業所宣言」事業協力応募申込書（別紙1）
- ②社会保険料納入証明書または納入が確認できる納入告知書、領収書写し（※直近1年分）
- ③本社、支店・支所の組織形態がわかるパンフレットなど

8. 選考結果

選考結果は協会けんぽ徳島支部にて上記提出書類を受付後、内容を審査した後に書面により通知いたします。

9. その他

具体的な本事業の普及推進に当たっては、別添、書面による覚書を締結することとします。

10. 問い合わせ先

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ
電話番号：088-602-0251